

日本学生支援機構貸与型奨学金 「適格認定」 大阪大学における学業面の認定基準

(平成 30 年度「適格認定」より適用)

認定区分	処置内容	課程	認定基準	備考
廃止	奨学金の打ち切り	学部	【最終学年でない学生】 「停止」事由が1年を超えて継続している方 ※ 「停止」認定の時点では「成業の見込みがある」と判断しているが、停止相当期間中に「停止」事由が解消しなければ「成業の見込みがない」と判断し「廃止」となる。	年度末に限らず、「停止」事由が継続する期間中に更なる卒業延期が確定した時点で「廃止」となる。 ただし、更なる卒業延期が病気による休学等、やむを得ない事由による場合は1年以内を限度として延長して「停止」の認定となる場合がある。
		大学院	【最終学年の学生】 卒業延期・修了延期が確定した方 ※ 最終学年在籍中に卒業延期・修了延期が確定した時点で「成業の見込みがない」ことに該当するため、「停止」の対象とならない。	年度末に限らず、「停止」事由が継続する期間中に更なる修了延期が確定した時点で「廃止」となる。 ただし、更なる修了延期が病気による休学等、やむを得ない事由による場合は1年以内を限度として延長して「停止」の認定となる場合がある。 ※ 第一種奨学金の「特に優れた業績による返還免除」*は貸与終了月を含む年度にのみ申請できる。 (*〔参考〕大阪大学ウェブサイト https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/exonerate) 第一種奨学金が「停止」から復活を経ずに「廃止」となった場合の貸与終了月は停止期間の最終月となる。
停止	総長が必要と認める期間中の奨学金の交付停止 (原則として1年以内)	学部	次の①または②のいずれかに該当する方 ①留年や履修制限により卒業延期が確定した方(休学による場合は除く) ②通算の修得単位数が「警告」の認定基準に該当し、かつ、判定対象年度の修得単位数が0単位の方(休学中は除く)	①について、年度末に限らず、卒業延期が確定した時点で「停止」となる。 ただし、最終学年の途中で卒業延期が確定した場合は、「停止」ではなく「廃止」となる。
		大学院	留年や履修制限により修了延期が確定した方(休学による場合は除く)	年度末に限らず、修了延期が確定した時点で「停止」となる。 ただし、最終学年の途中で修了延期が確定した場合は、「停止」ではなく「廃止」となる。
警告	『処置通知』の交付 (奨学金は継続して貸与される)	学部	通算の修得単位数が、標準修得単位数*の1/2以下の方 (*各学部が定める、その学年までに修得しておくべき標準的な単位数)	「停止」「廃止」の認定基準に該当しない限り奨学金の交付停止または打ち切りにはならない。 進級判定がある学部・学科では「警告」の認定を行わない。 休学歴がある方は、“通算休学月数÷12”をし、小数点以下を切り上げた数を学籍上の学年から引いた「実質学年」での標準修得単位数を適用する。
		大学院	指導教員等により学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っていると判定された方	「停止」「廃止」の認定基準に該当しない限り奨学金の交付停止または打ち切りにはならない。